

享保十三年「大島規模帳」に関する考察

—薩摩藩の奄美諸島支配について—

“*The Oshima kibocho*” proclaimed in *Kyoho* 13 (1728):
the Amami Islands ruled by the Satsuma feudal domain

箕輪 優

<abstract>

This article describes the actual conditions in the colonial management of the Amami Islands by the Satsuma feudal domain. I have studied, from multifaceted perspectives, “the Oshima kibocho” proclaimed as the administrative regulations in the Amami Islands in *Kyoho* 13 (1728). This study is based on the following historical processes: the Amami Islands were a territory of the Satsuma feudal domain from *Keicyo* 14 (1609) when the Ryukyu Kingdom was conquered by the Satsuma feudal domain; the first statutes ruling the Amami Islands, “the Oshima Okime jou jou,” were proclaimed in *Genna* 9 (1623); and many detailed prohibitive regulations were proclaimed since those first statutes.

“The Oshima kibocho” was proclaimed more than 100 years after the proclamation of “the Oshima okime jou jou”. Various “Kibocho (administrative regulations)” and “Oboe (memorandum)” proclaimed after the proclamation of “the Oshima okime jou jou” were most likely integrated into “the Oshima kibocho”. That is, the people of the Amami Islands did not follow “the Oshima okime jou jou”. “The Oshima kibocho” is filled with enormous numbers of prohibitive regulations and orders, amounting to 149

articles. These regulations and orders stipulate the lives of islanders from birth to death. In addition, the colonization of the Amami Islands by the Satsuma feudal domain was completed by proclamation of “the Oshima kibocho”.

Importantly, proclamation of “the Oshima kibocho” evoked a reign of terror in the form of the sugar monopoly, which was adopted by the Satsuma feudal domain to control all sugar produced on the Amami Islands when the Satsuma feudal domain suffered financial collapse due to the debt of 5 million ryo (currency unit at the time) at the end of the Tokugawa shogunate.

はじめに

本稿は、一八世紀初頭に薩摩藩庁から大島代官宛下達された「大島規模帳」について、原文に関しては「大島御規模帳写」(一)を、また全一四九箇条の読み下し文については、山田尚二による「薩摩藩の奄美支配——享保十三年 大島規模帳——」(二)(以下「薩摩藩の奄美支配」と表記する)を基礎として、近世中期における薩摩藩の奄美諸島植民地支配の実像に迫るべく考察を行うものである。

慶長十四年(一六〇九)の薩摩藩島津氏の琉球王国征服によって、それまで琉球王国の版図であった奄美諸島はそれ以後薩摩藩の領土となった。それは明治維新まで続くこととなる。なお、薩摩藩支配期の奄美諸島の歴史は大きく三分することができる。すなわち、元和九年(一六三三)に布達された「大島置目條々」(三)を中心とした元和改革期からのおよそ百年間と、享保十三年(一七二八)に布達されたこの「大島規模帳」を中心とした享保改革を始期とするおよそ百年間、及

び、天保元年(一八三〇)頃に始まった薩摩藩による奄美諸島の北三島(奄美大島・喜界島・徳之島)における第二次砂糖惣専売制度を中心とした天保改革(四)から明治維新までの約四〇年間の三期である。しかし、「大島規模帳」が布達された薩摩藩支配中期に関しては、関係史料の不足等もあって歴史考証がしっかりとされているとは言い難い状況にある。そのような状況にあって、山田尚二が、「大島御規模帳写」を読み下し文にして出版した「薩摩藩の奄美支配」の存在は、奄美諸島の近世中期における薩摩藩の植民地支配に関する研究に大いに貢献している。

「薩摩藩の奄美支配」に関しては、多くの奄美地域史研究者が、その存在を薩摩藩による奄美支配の具体的な証拠としてとらえ、それぞれの著書あるいは自治体誌等を通じて様々な切り口をもって言及してきた。つまり奄美地域史研究の基本史料のなかの一つとして受け入れられてきたのである。

それでは、奄美地域史研究者たちが「薩摩藩の奄美支配」をどのように評価し、それをどのような形でそれぞれの研究の中に取り込み、咀嚼・表現をして来た

かを先行研究の事例としてとらえ、その成果と課題について触れてみたい。

小林正秀は、『天城町誌』のなかで近世期における「奄美諸島統治規則」と題して一章を設け、その初めの「概観」において、「昭和四〇年秋、県立大島高校山田尚二教諭が、編集した〈大島規模帳〉〈物定帳〉^{ものさため}（五）〈大島用夫改規模帳〉^{いぶらため}（六）の三冊は薩藩の奄美諸島統治の基本史料であるが、もはや見ることでできない貴重な史料となった」と書き、奄美の薩摩藩政時代を研究するうえで「薩摩藩の奄美支配」の貴重性及び重要性を述べている。そのうえで、薩摩藩の奄美支配に関する一連の統治規則として、「大島置目条々」や「各種覚書」、そしてこの「薩摩藩の奄美支配」を取り上げ、さらにそれぞれの関連性についても具体例をあげて書いている（七）。

松下志郎は、『近世奄美の支配と社会』のなかで薩摩藩による近世期奄美支配の二六〇年を丁寧^{ていねい}に鳥瞰し、「この帳は元和九年（一六二二）の大嶋置目条々をはじめとして、以前に布達された覚書類を集成して大島代官に渡されたものと考えられる。同一内容のも

のが重出していたり、簡条の配列が内容的に錯綜していてまとまりがみられないが、逆にそのことは大島代官実務の手引きとして重用されていたことを示すのかもしれない。一四九カ条の内容は、代官・附役人の勤務についての戒めと、島役人（特に与人）の私利を図ることの規制が大部分を占めている。それと道之島への渡海船に関する規定が詳細になされていることも注目される。その他雑多な内容を含んでいるが、この大島御規模帳は、物定帳、用夫改規模帳とならんで、道之島支配の基本法となる性格のものであった」と述べ、大島規模帳の存在意義の重要性について書いている（八）。

大山麟五郎は、『改訂名瀬市誌 1巻 歴史編』（以下『名瀬市誌』と表記する）のなかで元和九年（一六二二）奄美大島に布達された「大島置目条々」を薩摩藩の元和改革の枢要法としてとらえ、さらに百余年後の享保十三年（一七二八）に布達されたこの「大島規模帳」については享保改革の中心をなすものとしてとらえ、この二つの布達を対比させながら、薩摩藩の奄美支配の初期から中期に至る経過を論考している（九）。

先田光演は『奄美の歴史とシマの民俗』所収「奄美諸島の遠島人について」（以下『奄美諸島の遠島人について』と表記する）のなかで、特に「薩摩藩の奄美支配」の遠島人に関する取り締まり規定や、ノロ・ユタ等の宗教禁制に関する条文を引合いにだして、奄美諸島に流された遠島人たちへの処遇や、古琉球の民俗宗教祭祀者であるノロや、奄美のシャーマンであるユタについて論述している（二〇）。

弓削政己は、『喜界町誌』・『大和村誌』において、「大島規模帳」の布達によってこれ以後島役人の最高職である与人職の任命については琉球由来の筋目が否定され、その者の器量により任命されるようになったことと。また、奄美が薩摩藩の支配下にはいったことにより島民すべてが百姓とされたことなどを書いている。さらには諸島民に対する刀狩りや、植民地支配の障害となるノロ・ユタへの弾圧が強化されていたことについても書いている（二一）。

このように、山田尚二によって「薩摩藩の奄美支配」が出版されて以来、多くの奄美地域史研究家がこれを基本的史料として研究を重ねてきた。このことにより

近世期奄美史研究が大いに深化したことは間違いない。

しかしながら、これらの研究が進展し大いに成果が上がったことを理解しながらも、敢えて私見を述べるにすれば、惜しむらくは、これら研究は「薩摩藩の奄美支配」を奄美地域史研究の提供史料としての側面を重要視するあまり、特定条項の解釈に偏り、その結果、論考が全くなされなかつたり、或いは深く掘り下げられることがなかつた条文が少なからず見受けられる。例えば「飢米の支給要領（第一七条）」・「下島役人の家族同伴禁止（第二三条）」・「間引禁制（第五七条）」・「鯨糞など漂着物の取扱（第一一六条）」等々である。このことよって、この全一四九箇条からなる膨大にして多岐にわたる法令集の全体像が曖昧になっていると私は考えている。

先述のとおり、松下志郎は「大島規模帳」には「その他雑多な内容を含んでいる」と表現しているが、私はいささか細々と、雑多な規定（縛り）の解明こそが、この「大島規模帳」の真髓に迫ることを可能にし、また当時の奄美諸島の実相を知ることにつながる

重要な役目を果たしていると考えている。私は松下が決して否定的な意味で「その他雑多な内容を含んでいる」と書いている訳ではないことも理解しているし、また、それぞれの諸本の紙幅の関係もあり、軽率な判断は慎まなければならないとも考えているが、細部にこそ本質が隠されていると考えるのである。

そこで本稿では、このような観点から「大島規模帳」を薩摩藩の奄美支配中期を画する基本法としてとらえたうえで、条項すべてを規制種別毎に分類し、かつその分類に象徴される条目およびその周辺について論考を行い、「大島規模帳」に込めた薩摩藩の奄美支配の意図を読み解いていくこととする。

なお、文中「家人・ヤンチュ・下人・下女・百姓」等の差別用語を多用したが、これらの語彙は、執筆上必要欠くべからざる用語であり、ここに差別意識は全く持ち合わせていないことを表明して使用することとした。どうかご賢察をお願い致したい。

第一章 「大島規模帳」について

ここで「大島規模帳」について若干の説明をする。

「大島規模帳」は、「大嶋置目条々」の布達以後の約百年間にわたるさまざまな規模帳・覚書類を集成して、享保十三年（一七二八）藩庁より大島代官に下達された。特記事項として、前々年の享保十一年（一七二六）十二月と、前年の享保十二年（一七二七）の二回にわたり、奄美諸島に対する検地（藩内におけるいわゆる享保内検）が実施されていることである（享保十一年、郡奉行田中孝右衛門以下八名で笠利・名瀬・古見・住用・東各間切を実施、享保十二年、郡奉行市来新左衛門以下九人で屋喜内・西各間切及び喜界島・徳之島・沖永良部島を検地実施）^(二)。この「大島規模帳」の布達は、この検地結果を受けての事であろうと考えられる。内容的には、松下が指摘するように条文配列が錯綜していてまとまりがみられない。しかしそれ故にこの「規模帳」は下島代官・附役らの実務上の「法令ハンドブック」として重用されていたことを

示しているのかもしれない。この全一四九箇条にもおよぶ法令集は、薩摩藩の近世中期における奄美支配に対する意気込みと自信、あるいは逆に、言語・風土・習俗・宗教などあらゆるものが、鹿児島とはまるで異なる奄美という土地を、島役人らを通じてしか支配・搾取するしかない薩摩藩吏たちのもどかしさと不安とが綯い交ぜになっているのが感じられるのである。

因みに「大島規模帳」の適用範囲について、「大島規模帳」は「大島」と銘打ってはいるが、奄美大島だけでなく、奄美諸島全域がその適用範囲であると考へるべきであろう。その根拠として、第一四七条に「徳之嶋・喜界嶋・沖永良部嶋、代官諸事問合之上を以、御為宜様可相勤候、尤三嶋代官同前二申渡候事」とあり、三嶋代官に協力義務を課しているからである。

第二章 「大島規模帳」の分類及び考察要領について

「大島規模帳」を考察するのに先立って、「薩摩藩

の奄美支配」全一四九箇条を、筆者により規制種別ごとに三三項目に分類してみた。その結果は「別表1」とおりである。分類をしてみても改めて鳥瞰してみると、この法令集を通じて薩摩藩が奄美を支配するためにとどのような姿勢で臨んだかが具体的に垣間見えて興味深い。仕分けてもなお三三項目にも及んだが、内容においてもつとも多いのが、年貢の収納体制や各種上納物つまり「御物」の取扱規制（5番）である。これはこの制令の目的からして至極当然のことであろう。次ぎに多いのが代官・附役人や道之島往還船の船頭・水主らに対する職務執行上の倫理規定（12番）である。「大島規模帳」布達の前後にも同様規程が布達されているところを見ると、彼らの不正に対する規制はなかなか徹底されなかつたようである。それだけ彼らには立场上多くの役得があつたということの証左であろう。次に特徴的なものとしてあげなければならぬのは、やはり先行研究においても指摘されている通り、島役人（特に与人層）に対する不正・非道の取締り規定（7番）が多いことである。これについても従来から指摘されてきたとおりである。彼らは島内薩摩藩吏として

島においては世襲の特権階級の人々であり、立場を利用してさまざまな不正・非道を働き百姓らを苦しめたようである。彼らの不正・非道は、薩摩藩の植民地経営に多分に影響を及ぼしかねないこともあった。しかし、薩摩藩としては彼ら島役人通じてしか諸島を支配せざるを得ず、二律背反の立場に立たされていた。

「大島規模帳」には、その他にも「仕明地（開発地）の課税基準（3番）」・「下島役人の定員管理（4番）」・「与人の任用基準や道之島人の皆百姓宣言（17番）」・「刀狩（25番）」・「道之島からの禁輸品の指定（26番）」等々、植民地支配上の重要条項が数多く含まれている。

次に「大島規模帳」の考察要領について述べる。

第三章で行う考察については、「別表1」で分類した三三項目のうち、「薩摩藩による奄美諸島の植民地支配に関してその意志がより強く窺われる条項」、或いは「これまで殆んど論考されてこなかった条項」、更には「今回特に論考が必要であると判断した条項」等々について、筆者の判断に基づき、かつ紙幅の許す範囲において考察を進めていくこととする。

第三章 「大島規模帳」の考察

1 代官・附役人に対する島民支配上の倫理規定

一 道之嶋代官并附役人之儀、一嶋為支配、被差渡候得共、専諸百姓農業入精、不致困窮、年貢等首尾能相納候様、諸事御当地之御仕置二応シ、可致廉直之沙汰事候処、其旨を致忘却、自分之勝手を心掛、百姓共及困窮程をも不弁、在島用物之由にて品々持渡、与人并下役々共え頼ミ、百姓共望無之物を押して相渡し、砂糖・穀物諸色代替仕線かましき仕形之者有之、夫故、近年百姓共別て及難儀由、相聞不宜候、（後略）（第一条）

この1の項目は、第一条に示された内容がそれを象徴している。ここでは新しく奄美へ下る代官・附役人らに対する支配上の倫理規定を定めている。一島支配の為に役人を派遣させ、百姓たちが農業に出精し、困窮しないようにするのが役人の仕事であるにも拘らず、このことを忘れてこれまで自分勝手なことばかりやってきた。このようなことでは役職は立たないと嘆

いているのである。このような代官・附役らに対する綱紀肅正令はなかなか守られなかったらしく、この「大島規模帳」の前にも同様趣旨の「規模帳」が布達されている。例えば、元禄十年（一六九七）丑閏二月三日付、御国遣座から喜界島代官猿渡新右衛門宛の「覚」では、「今度、道之島代官被仰付、被差渡之條、勤方之儀ニ付テハ、御規模・物定帳並未年（元禄四年か）覚書を以、委曲申渡置、外ニも、前々申渡置趣有之候間、得其意、堅固可相勤候、此已前之儀、右紙面をも、得と不見届事も候哉、相違之儀も有之、不可然候」（島津家列朝制度卷之十四・八二二）とある。

大山麟五郎は、『沖繩・奄美と日本』の中で「享保の内検以後は、鹿児島島の土族が窮乏して、島に行くことが大変な役得と言うことになり、「島奉公三年江戸三日」と言われたように、江戸で三日も生活したら家がつぶれるけど、島に足かけ三年もいれば蔵が建つといわれるようになる」と書いている（二三）。この第一条の中にある、「百姓其望無之物を押相渡し、砂糖・穀物諸色代替仕繰かましき仕形之者有之、夫故、近年百姓共別て及難儀由、相聞不宜候」の意味は、下島役

人らが赴任時に諸物品を持ち込み、嫌がる百姓らに対して持ち込み物品の押売りを行い、また砂糖や芭蕉などの島の特産品を押買いするなどの悪徳商売がましいことをするので、百姓たちが困窮しているというのである。不正を働く代官らに危機感を抱く藩庁は、この条のほかにも十数条にわたって下島役人らの汚職防止に関する条目を重ねている。しかし、下島役人らの汚職は最後までなくならなかったと解すべきであろう。各島『代官記』（二四）を読むと、代官・附役人らが不祥事を起こしたり、発狂したり、死亡する記事が散見される。このことは彼らが藩政策と現地奄美とのあらゆる落差・板挟みに悩み、心身に変調を来した結果であるとも考えられる。

2 田畑の保全管理の徹底

一 井手・溝・溜池・堤等破損候ハ、早々修甫可申付、依所畑高百姓勝手ニて、田地致畠作、田之石ヲ仕候所も有之由候、代官大形致沙汰候ハ、自然水無之由申上、田畑成之願出儀も可有之候条、能々可入念事（第一四六条）

この第一四六条では、井手・溝・溜池・堤等が破損

したならば早々の修理を命じている。いずれも米作には必要な水利保全のための施設である。また百姓の中には田を勝手に畑に変える者がいる。田圃の畔石をどける者もいて、代官が大形（おおかた・おろそか）にしているとのおのずから田の水はなくなってしまう。さらに田を畑にする「田畑成」の願出があった場合にはよくよく注意をするよう促している。「大島規模帳」が出た享保年代はまだ米上納時代である。この後、延享四年（一七四七）の「換糖上納令」^{二五}を経て、さらに時代が下がり砂糖の専売制が強化されていくと、藩は、今度は逆に田を潰してすべて黍畑にするよう迫っていく。これは砂糖黍のモノカルチャー（単作農業）への強制であり、米作を絶たれた農民たちの疲弊はいよいよ高まり、ついには飢饉が多発する黒糖地獄へとつながっていった。

5 御物の取扱要領

- 一 本琉球・道之嶋秋下り、九月より十月迄、依年十一月月上旬迄（第七十八条）
- 一 右同断、春下り、二月より三月迄、道之嶋古米上り、二月初積石之致割付置、三月日和二可召登候、本

琉球并道之嶋新米上り（第七十九条）

- 一 六月末より七月迄、出帆可申附候、依年閏月有之、八月月上旬迄時節宜善吟味於有之八、可見合候、右通定置候条、時節不後様二仕登、肝要第一二候、船頭・水主共、自分仕廻二取掛、積入・出船迄も致延引儀も可有之候間、右躰之儀曾て無之様、稠敷可申渡候、（後略）（第八十条）

本項目5は、「大島規模帳」における最重要項目の一つと考えられる。「ノロ田」の規制も含めて二十七箇条にも渡っている。この規模帳そのものの最大目的が支配地奄美からの収奪であるとするならば蓋し当然であろう。田地の仕付から、収穫、収納蔵の管理、仕寄せ船の運用時期の指定など微に入り細に渡っている。特に右に記述した第七十八条〜八十条には道之島往還船の用船についての規定がなされており、「鹿児島から道之島への秋下りを九月から十月まで、年により十一月まで。春の古米船について二月の下り三月に上がること」とし、「道之島からの新米船の上りを六月末より七月まで、年により閏月があるので八月月上旬迄の時節宜しき場合は考慮すること」としている。第

八十条の（後略）部分には「若し宜しき順風を悪敷申しなし、出船致さざるにおいては、披露を遂ぐべし。見極め難き日和は、緒船頭吟味の上、出船申し付くべき事」となっており、御物の船運送に神経質になっているのが分かる。このような規制は、百年前の「大島置目条々」にも規定されており（第二十八条・第二十九条）、また、十五年前の正徳三年（一七一三）十月にも同じような内容で、藩御勝手方から喜界島代官宛令達されている（島津家列朝制度卷之十四、八二九）。このような藩による用船時期の指定は、南西諸島特有の台風或いは冬季の季節風を考慮したものであることは言うまでもなく、鹿兒島・奄美間は途中七島灘という海の難所もあり、当時の貧弱な帆船では、破船、漂流、座礁等の被害が多かったのである。

8 飢米の支給要領

一 飢米之儀ハ別て吟味之上、飢候儀無別条者迄を、可申付候、緩致沙汰、不飢者ニ相渡候様ニ有之候てハ、不可然候間、随分可入年事（第一七条）

この条文は、「飢^ニ候儀無^キ別条者」と「不^レ飢^ニ者」とを峻別して、飢候者に米を支給するようにとの命令

であるが、藩庁の奄美諸島民に対する基本的姿勢をうかがわせる条項である。奄美三島（大島・喜界島・徳之島）では、正徳三年（一七一三）前後から、薩藩による砂糖の第一次定式買入制度^{（一〇）}が始まり、それを引きがねにして飢饉が多発した。特に徳之島では宝暦五年（一七五五）に大飢饉が発生し、徳之島全体で三千人余りの餓死者を出している。この頃から徳之島から奄美大島への逃散者が増えている。その時の様子を『徳之島前録帳』は「一 此御代凶年ニテ間切飢死人数三千人余有之、拝借米本琉球より兩度ニテ五百石申請候、尤請取方ニハ横目有馬五^後右衛門殿・附役宮原五郎左衛門殿・亀津與人寄佐嘉元右三人ニテ、壹度亦ハ目指具念富・田地横目政智兩人ニテ、壹度申受候、御国許ヨリ御米三百石被下候得共時分後ニ相成候故、右人数死人有之候」と淡々と記している（一七）。徳之島で飢饉が発生したので、本琉球から五百石、御国元（鹿兒島）から三百石の米を飢饉米としてそれぞれ受け取ったが、鹿兒島本土からの分は時期遅く、三千人が餓死してしまったというのである。

10 下島役人の家族同伴禁止

一 道之嶋え罷下候役人、或直子、或親類私召列儀、
從々令禁制候間、堅其旨可相守事（第二三条）

この規定は何を意図しているのだろうか。「堅^ツ其旨可相守^ル事」の「其の旨」の意味が良く解らない。

別表2を参考にして藩政期間中の奄美諸島への差遣役人数を計算してみると、おおむね二千八百人前後となる。これらの人数の者が単身で下島している。差遣役人が女房・子供同伴で島に来たという例は史料等にはみられないのでこの規定は良く守られたのであろう。

この規定の趣旨は、穿った見方をすれば、下島役人と島の女とを積極的に混血させることによつて、諸島民中に鹿児島系住民を増やし植民地支配をやりやすくしようとしたとも考えられる（勿論、島妻を持たない者も、持っても子が出来ない者も考えられるが）。

薩摩藩の「血による保険外交」は皇室・公家・幕府すべてに及んでいる。例えば幕府関係について若干述べると、五代將軍綱吉の養女竹姫が二十二代薩摩藩主島津嗣豊（つひゆき）に嫁ぎ、更に二十五代薩摩藩主重豪（しげひさ）の実娘（二女茂姫・広大院）は十一代將軍家斉の御台所となつ

ている。重豪は外様大名であるにもかかわらず將軍外戚となり大いに権勢をふるつた。さらに重豪の跡を継いだのが長子齊宣（なりのぶ）であるが、その二男は豊前中津藩主奥平昌男へ、三男は越前丸岡藩主有馬誓純へ、四男は筑前黒田藩主黒田斉清へ、五男は陸奥八戸藩主南部信真へそれぞれ養子として収まつている。また、齊宣の跡を長子齊興（なりたか）が襲つたが、齊宣の次男は伊予松山藩主松平定通の養子となつている。また、齊興の長子斉彬の養女一子（ちひこ）は將軍家定の御台所（篤姫（あつひこ））（一八）・天璋院）となり、二男斉敏は備前岡山藩主池田斉政の養子になつている。このように薩摩藩の積極外交には目を見張るものがある（二九）。封建制時代における大名たちの婚儀は、一般的に政略に基づいていたとはいへ、三百諸侯のうち明治維新まで永らえた薩摩藩の用意周到さと深謀遠慮にはいささか驚きを禁じ得ない。

一人身で下島した役人たちは島の女を召使として雇つた。と言うよりも島役人が積極的に斡旋をしたと言つたほうが良い。これらの女の言葉で「アング」と呼んだ。彼女たちは性生活を伴つた女性たちでもある。要するに現地妻である。「アング」には多くの役

得があった。『道の島史論』には「アンゴには一定の扶持米があり、位階を示す簪は銀簪が許された。銀簪は上級島役人のみに許されたから、アンゴは上級島役人並みに扱われた。従って、アンゴに敬称を付けてアンゴシラレと呼ぶ場合があった。十六歳以上六十歳までの男女全ての島民に年貢（税金）が課せられたが、アンゴはこの年貢負担を免除された。またアンゴの親は年貢負担額が軽減され、更に年十数回も義務付けられていた公役（無償奉仕）が免除されたのみならず、アンゴの出身村人の年貢取立てが緩和されたり、延納の恩典があった。（中略）アンゴを希望するのはこれらの恩典があったからだけではない。薩摩の奄美統治は巧妙を極めたが、その最たるものは（島民による島民制御）である。島民による島民制御とは直接仮屋役人は手を下さず、島民を手先に使って島民を弾圧することである。薩摩の手先となって島民を弾圧したのは衆達しゅうたと呼ぶ島役人層であるが、この衆達の大半はアンゴの生んだ仮屋役人との間の子たちの子孫であった」と書かれている（二〇）。

13 上国与人の御祝儀品の取扱及び帰島後の取締り
一 上国与人乗船之儀ハ、進上物并御役人え之進上物
其外、自分荷物之候二付、諸船并之積荷ハ、船頭不
勝手之儀も可有之を候間、緒船よりハ少々見合を以、
積重可申付候、雖然定置候焼印、足入候様、曾て積入
申間敷事（第三五条）

本条は、与人が藩の御慶事で上国する際の船においては、献上物（藩主一族対象）や進上物（家老ら藩幹部対象）、或いは与人自身の荷物等も数多くあり、船頭の勝手にならない部分もあるが、そこは大目に見て積むよう申付けること。しかし決まりである焼印は押し、勝手には積み込ませない事。という規定であり、藩への貢物はできるだけ多く積ませようというのである。「与人上国制」は道之島に対する独特の献上（収奪）システムである。この与人上国制度は、『南西諸島史料集第四卷』によれば、元禄四年（一六九一）から始まったとされる（二一）。毎年、道之島各島から一人ずつ与人が上国していたが、経費節減のため、宝永三年（一七〇六）二月からは「無用」となり、藩への御祝儀や島からの御礼の時などに藩からの指図で上国

する定めとなった。なお、上国の際の貢物や与人費用（失脚料・出張費用）は島民負担であった。

奄美大島では、天明三年（一七八三）五月、篠川村（現鹿児島県大島郡瀬戸内町篠川^{しのかわ}）の実統が郷士格^{（二）}に取り立てられ、御礼のため上国している。前田長英の『薩摩藩庄政物語』によれば、「徳之島では宝永三年（一七〇六）から文化八年（一八一）までの一〇五年間の与人上国が二〇回であるのに対し、文化一三年（一八一六）から嘉永五年（一八五二）までの三六年間で、同じく二〇回の上国である。上国は本藩からの指示によりなされたが、薩藩にそれほどの慶事・折目があったであろうか。与人役が上国する時の献上物は、初期のころは各島毎の負担であったが、いつの頃からか上国与人の個人負担となっていた。一般農民は税納で追いつめられて、日々の生活も立ちゆかなくなっている反面、与人役などの島役人などは裕福だったと考えられる。自己負担で、多量の献上物を携えて上国する与人役にはそれ相当のものが返ってきたのである。つまり、郷士格になる可能性が濃厚となるのである。だから、与人役たちは献上品の負担をそれ

ほど苦にしなかつたと思える」と書いている^{（二三）}。

『徳之島前録帳』には、文政六年（一八一三）末、藩大御所重豪の、本人高齢に伴う江戸城吹上御庭御見物慶事という他愛もない理由で、徳之島の道統ら各島の与人らが上国を命じられた。この時の献上品・進上品は芭蕉布・黒砂糖・焼酎・塩豚・尺筵で、太守斉興・大御隠居重豪・御隠居斉宣および若殿斉彬らに、そして藩幹部らに大量に献上させられている。これに対する藩主からの返礼品は与人一人宛、百田紙（下紙）一〇束ずつであった。この後、徳之島に帰島した道統はめでたく郷士格及び与人上席を仰付けられている^{（二四）}。このようにして、与人層は藩に多くの特産品を献上し、「郷士格」という名誉を得ていたのである。

15 間引（墮胎）禁制

一 生子を殺候儀、弥令禁制候、若相背者於有之八、可及沙汰事（第五七条）

このように、第五七条では「間引き」の禁止を命令している。『国史大辞典』には、「一般的風潮となるのは、江戸中期以降、財政難に陥った諸藩が、貢租收取を強め、くわえて相次ぐ災害が農村をおそい、農民の

生活が窮乏していく過程においてであった。(中略) 間引きの方法は、圧殺・絞殺・窒息死・土中生き埋めなどであった」と記されている(二五)。また、「東北地方においてだけでも、一年に六万〜七万の子が間引かれたという。貢租納入を担当する農民の減少、手余り地の増大を恐れる封建領主に対する、農民の消極的な反抗手段との理解もある。享保以降、日本の人口は停滞するが、これは飢餓・疫病の頻発と共に、間引きが大きな原因と考えられている」とも記されている。

「間引き」の問題はそれ自体が表に出ることはなく、憶測の域をでないが、以上の指摘は奄美においてもほとんどの部分が類推できるものと考ええる。「間引き」対策として、『国史大辞典』には、「各藩は、子供が三歳になるまで毎年米・麦・稗を各一俵ずつ支給した」と記されている(二六)。翻って薩藩が奄美農民に對してこのような対策を施した形跡はない。

16 宗教弾圧

一 島中折目祭相済候ハ、不致刈取納、仕登時分後成候由、其聞得候、向後初尾米残置、無油断為致上納、折目祭之儀ハ、追て吉日次第、右初尾米を以、如例可

申付事(第六九条)

支配者薩摩にとつて「ノロ・ユタ」は許し難い存在であった。ノロは祭政一致の琉球政治体制において、行政や稲作行事を指示する公的任務を担っていた。またユタは個人の禍福吉凶を占う個人的な呪術師である。そしてノロは「ノロ田」といわれる広大な耕作可能地を与えられていた。薩摩藩は元和九年(一六三三)の「大島置目條々」においても「折目祭り早々つかまつり、米すたり候はぬように、自由に取り納め致すべきこと」(第十八条)という一条を設けて、ノロの權威を弱めようとした。しかしそれから百年経過しても奄美の人々の神觀念は消えることはなかったようである。それで、今回再び同様な一条を指令しているのである。つまり、折目祭り用として初穂米を残しておく、そのほかの米は上納させ、祭りは吉日次第残しておいた初穂米で行うようにということである。しかし、それでも奄美の人々の基本的宗教であるノロやユタは消えることがなかった。しかし、時代は下り、砂糖の第二次惣専売制が実施される頃になると藩の宗教弾圧はさらに厳しくなっていた。

また、第百条では、キリシタン宗門改めに関する一条がある。薩摩藩内では、寛永十四年（一六三七）に発生した島原の乱以降に始まった、徳川幕府によるキリシタン弾圧と連動する形で、藩内のキリシタンや一向宗徒に対する弾圧が始まっていた（二七）。

17 与人の任用基準並びに道之島人に対する皆百姓宣言

一 与人役差免候代役之者、筋同役儀之次第二も無構、其身之器量を以可申付候間、平百姓之内ニても、代役可相勤程之者、三、四人見合可申越候、惣て当时筋目之申立可為無用候、本琉球支配之節儀を、今以申上候儀ハ、其遠慮可有之儀候、御蔵入ニ成候てハ、皆百姓ニて候間、役儀しらべ之節、可有其心得事（第六六条）

本条の与人任用基準と道之島人に対する皆百姓宣言は極めて重要な条文である。「今後、与人を選ぶ際の基準として、従来の琉球由来の筋目を改め、平百姓のうちから器量の良い（能力のある）者の中から選ぶこととしたから三〜四人選定しておくように。また道之島人の身分について、お蔵入り（薩摩支配）となった

からには、すべて平百姓とすることとしたから其の旨心得るように」という内容である。

これは、島役人の任命を琉球由来から完全に切り離し、道之島人すべてを百姓としたうえで、器量の良い平百姓から選ぶとしたものである。これらのことは、たとえ島役人であっても薩摩藩の下では平百姓であることには変わりなく、ここに至って薩摩藩の奄美支配は一つの到達目標に達したと言えるであろう。

18 櫂船の建造禁止

一 櫂船作間敷事（第六八条）

この禁令と全く同じものが「大島置目条々」の第十六条にも規定されている。更に、慶長十六年（一六一一）琉球国に令達された「掟十五条」のうちの「琉球より他国へ商船一切遣わさる間敷き事」を合わせるに、薩摩藩が、大島・徳之島における造船や、大島・徳之島で建造された船を使った本琉球の中継貿易を封じ込み、藩及び藩と結んだ薩摩商人の貿易独占を画策したことが良くわかる。大山麟五郎は、『名瀬市誌』のなかで「この禁令は、中継貿易国琉球における造船基地としての、大島の占めていた比重の大きさをよく

示している。この島は、船材としての、松・いじゅ・板椎・かし等の良材に富んでいる。」とも述べている(二八)。

こうして、本来海洋の民であった道之島人は陸に上ることを強要された結果、海に背を向けた生活をせざるを得なくなった。当然のこととして、漁業・海運業は廃れ、その影響は今でも大きく、現今奄美諸島の水産業は大きく立ち遅れている。

19 焼酎の製造禁止

一 従前々、焼酎作禁制被仰渡置候処、別て猥ニ焼酎取持、或吊酒、或移徒子持祝、或家作之節、多人数相集、致大酒、百姓無身体ニ罷成候由、其聞得候、畢竟代官緩故候、若焼酎三寸、猥ニ作候者有之候ハ、百姓無人之在所え、可召移候、且又無人之在所ニて、移難申付在所之者ハ、相応之科料可申付事(第八六条)

本条の要旨は、前々より焼酎作りを禁止しているにも関わらず、法事・(二字不明)子持祝・家作の際大勢が集まり、翌日百姓も出来ないくらいに大酒を飲んでいる。これは代官の指導が悪いからだ。今後、みだりに焼酎や三寸(本条では「三寸」と漢字表記してい

るが、これは現在でも奄美諸島で飲用されている、米・芋・砂糖を原料とした発酵飲料の一種(みき・神酒)のことであろう。)を作る者がいたら、在所へ移せ、また適当な在所がなかったなら罰金を科せというものである。「従前々」については、元禄六年(一六九三)酉二月廿一日付、御国遣座(藩の財政担当家老。勝手方)から「覚」が喜界島代官宛出されている(島津家列朝制度卷之一四・八三一・第一項)。なお、元和九年(一六二二)発令の「大島置目条々」では、「諸百姓、可成程焼酎作、可相納事」(第二五条)があり、この間の方針変更は解らない。また、「道統上国日記」には、元禄四年(一六九一)から始まった与入上国の際の献上品や進上品のなかに、「焼酎之壺」という語(二九)が頻繁に出てくるが、このことは何を意味しているのか。これは恐らく、百姓が奢侈に流れることを禁止しながらも、藩に対する音信物(いんしんもの・贈答品)として島役人らに製造させていたものと考えられる。

20 抜荷取締及び密告の奨励

一 船仕登之節ハ、積入より出船迄之間、与人・横目

始終相附、簀堅より積入并積足見合申付、於無間違ハ積入候品物、船頭送状ニも書載、出船可申付候、諸所船改所相改事候処、自然緩せ之儀有之、手形迦之品積來候得ハ、畢竟其許仕出大形之故、科人も有之事候間(後略) (第九〇条)

本規模帳には二箇条にわたつて琉球・道之島と鹿児島往還船における抜荷取締りが定められている。内容はいずれも積荷御法度の品物や、船奉行発行の手形無き荷物の改めである。なお、興味を引くのは、右に示した第九十条の(後略)部分に書かれた次の文言である。「若無手形隠積仕候儀、承付候ハ、実・不実早々代官え申出候様、兼々百姓へ申付置、訴人仕候ハ、則船改、於無別状ハ、右之荷物取揚、船頭方へ相応之科料可申付候、左候て訴人え被下物之儀ハ、可得差図事」。もし、手形の無い隠れ積荷がある旨を聞きつけたならば、実・不実を問わず代官所へ申し出るように百姓に話しておき、実際に訴人(密告人)がいたならば、即船を改め、事実であればその品物を取り上げて、船頭に科料を課せ。また、訴え出人に対する褒賞は役所の指図を受けること。というのである。ここで判明

するのは密告社会のことである。五人組を含め、相互監視体制が社会の隅々まで行き渡っていたことを窺わせる。

21 流罪人の処遇

一 流人之儀、依科被仰付置候処、居所之儀、其身勝手之所え罷居、嶋中自由ニ於令徘徊ハ、各差図之所え罷居候様、稠敷可申付候、若致気任、嶋中之妨於罷成ハ、鹿児島嶋え可申越事(第九一条)

本規模帳には、この第九〇条を含めて流罪人への処遇が八箇条にわたり定められている。奄美への遠島人については『奄美諸島の遠島人について』に詳しい。それによれば、「奄美諸島は、薩摩藩時代流刑地として知られていた。西郷隆盛(三〇)や名越左源太(三二)等の藩士の遠島も多く、遠島人の果たした役割も大きいものがあつた。それぞれの流刑地で、島役人の子弟の教育に携わつた遠島人や、明治時代に入って各分野で活躍した流罪人に対しての研究は早くから進められ、奄美の歴史の一ページとして記述されてきた。しかし、その数は少ない。記録によれば奄美大島に約三五〇人、徳之島に約二〇〇人、沖永良部島に約一〇〇人前

後の遠島人がいた時期もあり、藩政時代を通すと奄美諸島全体では一人にも及ぶ数であったと考えられるが、これらの遠島人の様子はあまり知られていない」と書かれている(三二)。

このように、奄美諸島における遠島人については史料不足による不明部分が多いのである。しかし、『大島要文集』(三三)所収の「公儀流人」を読むと、各代官所には「公儀流人帳」や「流人証文」などが備え付けられていたことが書かれており、また「流人の村請制度」が整備されていたことも窺われる。これらの史料が今後発見されることにでもなれば、奄美への流人についての研究は一段と進展すると思われる。

また本規模帳で規制している流人達の自由行動規制等については、武士階級の政治犯と、庶民階級による粗暴犯等を分けて考えないといけないだろう。時代は下るが、薩摩藩内では、寛延三年(一七五〇)の実学党事件(三四)・文化五年(一八〇八)の文化朋党事件(三五)・文政七年(一八二四)の鳴之口騒動(三六)・嘉永三年(一八五〇)の嘉永朋党事件(三七)等々の他家騒動が発生し、その際多くの処分者が奄美各島に流

されている。彼らの遠島先の動きを関係諸本で確認してみると、比較的自由的な行動をしているのが見てとれるのである。例えば、小宿村に流された名越左源太は、島内各地を見て回り、奄美研究のバイブルともいわれる『南島雑話』を残しているし、阿木名村に流された重野安緯(三八)は、翌年龍郷村に流されてきた西郷隆盛の所に、十里の山道をもとせずつ通っている。喜界島では、鳴之口騒動で流されてきた中野弘・内田次右衛門・竹下伊右エ門らは、お互いの宿所を泊ったりしている。中野弘は佐土原の実家に頻繁に手紙をだし鹿兒島や江戸の事情にも通じていたようである。また、内田次右衛門に至っては島民子弟の教育に熱中する余り、赦免されても佐土原に戻らず、骨を島の土に埋めているのである。このように武士階級の者は例えば遠島人であっても、島での行動は比較的自由だったのである。これらの規定はほぼ反故同然であった。

一方、庶民階級の流人達はどうだったのだろうか。察するに、恐らく人間扱いはされていなかったと推測されるのである。その証拠に彼らの墓標などは全くと言っていいほど存在していないし、伝聞さえもあ

まり残っていない。

明治十年（一八七七）の西南戦争の際、西郷軍に加担し、のち官軍により斬首処刑された鹿児島県令大山綱吉（三九）の指揮によって、「明治五年夏、旧慣が抜けぬと云う所から、藩庁の家老座・大監察局・其の他公用帳簿類、土蔵に詰めてありましたのも、悉く焼き捨てられた」（四〇）という。この行為は、奄美への遠島史料をはじめ、近世期奄美における薩摩藩の支配記録を尽く隠滅する行為でもあった。さらに言えば近世期日本史の大きなテーマの欠落を招いたと言っても過言ではない。

24 鯨糞など漂着物の取扱

一 於嶋中、鯨糞共見付候者えハ、売立代銀之内、長崎にて口鈔相払、三ヶ一可被下候間、早々役所可差出候、若隠置、於致売買ハ、双方共二稠敷其科可申付候、縦雖為同類、訴人之者ハ、其科をゆるシ、右大銀三ヶ一、可被下之条、此旨随二可申渡事（第一一六条）

海岸で鯨糞（四一）を見つけたら、売立金のうち、長崎で儲けた分の三分の一を渡すから早々と役所に届け出ること。隠匿したり、売買したら双方とも厳しく罰

する。また、その仲間であつても密告すればその罪を赦し、代銀の三分の一を与えるというものである。この条目からは、この時代鯨糞が長崎で高価で売買されていたことがわかる。また、海岸への寄り物についてはこの外にも、第一一四条（寄り物を役所に届け出て半年経過し、持ち主が判明しない場合は、届出者のものとす）。第一一七条には（腐敗鯨は免税とする）などの項目もある。

25 刀狩

一 以前二ハ、嶋中え兵具過分有之、被召上候処、間二ハ、刀・脇差をさし候者も有之由、其間得不届二候、向後役人ハ不及申、以下之者至迄、曾て不差様、稠敷可申付候条、可遂披露事（第一二三条）

「大島規模帳」には、右の第一二三条を含めて四か条にわたり武器の所持制限を課している。以前は道之島に鉄砲その外多くの武具があつたので、先年、兵器の改めを行い刀狩を行った。今後は役所の免許を持たないで銃器を所持することは固く禁止するというものである。これにより、生業としての猪狩等以外は鉄砲の所持は禁じられた。なお、第一二二条の附書には、

船頭・水主らが御船奉行の手形を得て自分用に匕首を所持することは構わないとしている。

この刀狩に込めた理由は当然のことながら、島民たちの暴発を未然防止するためのものであろう。しかし圧政・搾取に苦しむ道之島では、直訴・逃散などの抵抗が散発し、特に徳之島では、文化十二年（一八一五）に母間一揆^(四二)、元治元年（一八六四）に犬田布騒動^(四三)（一揆）が発生している。これらは藩庁を驚愕させたに違いない。翻って、百姓の門割制度や郷士の外城制度によりがんじがらめにされた薩摩本藩では、安政五年（一八五八）に加世田一揆^(四四)を見るだけである。

26 道之島からの禁輸品指定

一 茶湯道具之類・掛物之類・焼酎・植木二成候草木品々・古焼物・蠟并櫃之実・棕櫚之皮・黒津く綱并津具・馬之尾・藻玉・ほら貝・やこ貝・屋子貝のから・牛之皮・絹布之類・桑之木・津け之木・蘇鉄・蘭・屋志う、右品々、其元より鹿児島え、諸船頭并家来之者共、私二積登候儀、堅令禁止候間、送状相附間敷候、不差登候て不叶訳於有之八、蘇鉄其外有品儀八、御勝

手方免証文を以、可差登候、猥二不持登様二可申付事
(第二七条)

本条の趣旨は、各種の道之島特産を勝手に鹿児島へ持ち出してはならないというものである。南島に産する動植物は鹿児島にとつて珍品であり、悉くせしめようとしたのであろう。

27 道之島から産出される船材の取扱

一 所之者小船造用之本木八、応小船松木如前々、可申付候事 (第一三〇条)

第一二八条から第一三二条までは、大島において産出される船材について規定されている。大島の船材はすべて山奉行の支配下に置かれ、山奉行の手形無き者の伐採・木挽き等は一切まかりならぬとなっている。本規模帳の第六八条で、楢船（大型の交易船）の建造を禁じられているが、小船造船についてはこの第一三〇条によつて許されているのが分かる。ところで薩摩の支配下に置かれる以前の奄美における造船はどのようになつていたのであろうか。前田長英は『黒糖悲歌の奄美』の中で、「徳之島天城町の秋利神川の上流の船田というところに、巨岩に船形を描いた線刻画があ

ります。舟形は八つ。三角帆からは幾条もの線がはしり、かなりの大型船です。これがいつの時代に、何の目的で描かれたのか、現在謎とされていますが、おそらくこの付近で船材を切りだし、この岩に造るべき船形を彫り込み、その船の航海安全を祈願したのではないでしょうかと書いています^(四五)。このことは船材に富む徳之島や奄美大島では近世以前は造船が行われていた証拠ではないかと思われる。

29 高利息禁止規定（三割以下とすること）

一 嶋中借物之利足、法外之高利無之様可申付候、三割以下相对次第たるへき事（第一三九条）

本条は、高利貸し禁止令である。しかし、このような高利貸し禁止令はことある毎に令達されているが余り遵守されなかつたようである。例えば、元禄十二年（二六九九）卯二月十日付、御国遣座から喜界島代官宛の「覚」で、「嶋中にて、取替物利息、別て高利ニ有之候ニ付、三割之利息ニ取替仕候様ニと、先年御規模帳を以て、申渡置候得ども、（中略）爾以、島中互之借、三割之利息ニ取替候様、可被人念事」（島津家列朝制度卷之一四・八〇一・第五項）とあり、元禄十

二年とそれ以前にも高利制限令が出されていたことがわかる。

また、今回の「大島規模帳」による布達の後にも同様な指令が出ている。「徳之島前録帳」の安永八年（一七七九）の項には、「此御代河野平右衛門殿・川北孫四朗殿三間切御廻勤、諸人取拂方高利之故、島中困窮ニヲヨビ、諸作職方不手廻相成、諸百姓差支極難儀ニオヨビ候ニ付而、諸人取拂方御糾方之上、借状・書物等御取揚、^ハ都而捨リ米残拂ニ被仰渡、右借状・書物は御取消ニテ被召下候、以後諸人取拂方并諸出米等割之取拂仕来リ居候」^(四六)とあり、高すぎる貸借利息による百姓らの困窮を見かねた藩検事らが、証文を破棄させたり、利息を一割とするなどの思い切つた行動に出ているのも興味深い。

33 諸役人や分限者が借米の方に「家人（ヤンチュ）・下人」を召使うことの禁止及び「家人」の公役免の禁止

一 嶋中不限、諸役人身躰宜者ハ、借米仕、利分之方二百姓を召仕之由、此儀ハ左ニモ可有之候処、致拘者家内札申請、公役差免者も有之由、不届候間、家内札

申請候儀、堅令禁止候条、作職諸公役又ハ面々相掛納物等、諸百姓同前可申付候、借米延濟□方二付、借主より不相応之儀曾て申掛間敷旨、稠敷可申渡、自然作法之仕方於有之ハ、曲事可申付候条、可遂披露事（第一五〇条）

最終条の第一五〇条は次のように理解することができる。つまり、諸役人や身体宜しき者（分限者・豪族）らが借財のかたに百姓を召使い（下人・ヤンチュ）にしてはならない。またヤンチュについて公役をまぬがれようとしている抱者がいるが不届きである。ヤンチュについても一般の百姓同様公役や納物は申し付けらる。という内容である。

金久好の論文「奄美大島に於ける家人の研究」には、「以上の各村に就いて見るに、大体多い所は三割から四割少ない所で二割位は家人だったことが知られるが此は大体全島に一般化して好いと思ふ。代官記に（明治六年夏上村少属、国分権少層戸籍改御下島、島中皆平民総人口四万八千四百七十二人、戸数一万三千三百八）とある故、三割としたら一万四千五百四十一人、二割として約九千七百人が家人だったことになる」と

書いており^{（四七）}、奄美大島に於けるヤンチュの状況は明治維新までほとんど改善されていなかったことになる。大山麟五郎は『名瀬市誌』において、「藩政期後半、藩が道之島の北三島に砂糖キビを主作として押し付けたことにより、奴婢的要素を駆使するしかない大規模経営が発展し、藩の収奪強化による農民転落とあいまって、債務奴隷はますます拡大することになった」と述べており、ヤンチュ増大の原因を薩摩藩の黒糖モノカルチュア収奪であったことを的確に指摘している^{（四八）}。

おわりに

今回「大島規模帳」を考察して理解できたことは、薩摩藩の奄美諸島への飽くなき収奪である。そして、薩摩（鹿児島）は、奄美を含めて南島にいかほどか依存してきたかということである。

享保の大飢饉における被害は西国にひどく、薩摩もその例にもれなかったはずである。それを救ったのが南島からの貢納であり収奪ではなかったのか。さらに

この後、幕末期に至り薩藩の財政状況は五百万両という天文学的借財に苦しむのであるが、これを救ったのがまた奄美の黒糖であった。薩摩（鹿児島）は奄美の犠牲の上にあると言っても過言ではない。それは現代にも通じることである。

また、島役人らの特権に胡坐をかいた不正や非道に關する規制の多さは、彼らが島内薩摩藩吏として、同胞の福祉向上に努めるのではなく、薩摩藩の手先として同朋を搾取の対象としてしか視ていなかったということの証左であろう。享保十三年（一七二八）に布達されたこの「大島規模帳」は、薩摩藩の奄美支配の中期を画するメルクマールととらえることができると思われるのである。

今回、「大島規模帳」の考察を行って、私なりに得られた知見或いは事実なりを以下列挙して考察の結論としたい。

① これまで、「大島規模帳」の写本である「大島御規模帳写」について、『天城町誌』（四六三頁）においては、昭和三九年（一九六四）に山田尚二によって発見されたということになっているが、今回、考察を進

めていく中で、昭和八年（一九三三）金久好によって書かれた論文「奄美大島に於ける家人の研究」で、金久が沖繩県立図書館蔵の「大島御規模帳写」を引用していることが確認できた。此の旨、沖繩県立図書館に問い合わせをしたところ、「確かに、〈大島御規模帳写〉を戦前当館で所蔵していたが、先の沖繩戦で図書館そのものが焼失してしまい、現在は保管していない」とのことであった。これらの事から、〈大島御規模帳写〉が昭和二〇年（一九四五）までは少なくとも一冊は沖繩に存在していたことが分かった。

② 「流罪人」の処遇に關する關係各条は、「居住地拘束（九一条）・刀屬所持禁止（九三条）・伝言依頼等禁止（九七条）」を謳っているが、これらの扱いについて武士階級と庶民階級とは実際は違っていたようである。第3章「21 流罪人の処遇」で記述した以外に言及すれば、「鳴之口騒動」で沖永良部島に流された「萩原藤七」・「加治木内蔵允」・「池田剛一」らは、「佩刀を許され意気揚々として罪跡のある人の如くは見受けられざりし」と『和泊町誌 歴史編』（三九三頁）に書かれている。

このように、流罪人の奄美謫居中における対応について、身分差が厳然としてあったのであり、少なくとも武士階級の身分にあつては、これら規定は空文であつたと言つて良いだろう。

③ 第五七条に「間引禁制」が謳われている。これは奄美諸島においてなかば公然と「間引き」が行われていたことの証左であろう。この享保という年間は、全日本的に「享保の大飢饉」と称せられる飢饉が発生しており、特に西日本各藩においては冷害や蝗害による被害が大であつた。これは薩摩藩とても例外ではなかつたと思われる。その経済的毀寄せが奄美に対する収奪の強化となつたのであろう。これに対してなんらの抵抗手段を持たない奄美島民の消極的抵抗が「間引き」となつてあらわれたとも考えられる。子を育てても、一般百姓にとつては食ひ扶持が増えるだけでなく、公役や貢納が増えるだけであつたからである。このように、この時期全日本的に行われていた「間引き」という悪弊が、奄美においても封建領主に対する抵抗手段としてあつたという認識を持つことは必要であらう。

④ 第六八条に「櫂船建造禁止」が謳われている。この禁止令は百年前の「大島置目条々」でも令達されており、薩摩藩の南島支配上の最優先策の一つでもあつた。薩摩藩にとつて琉球及び道の島海運の独占は、薩摩藩及び海商たちの生命線であつた。この禁止令によつて海洋の民であつた奄美諸島民は息の根を止められた。しかし、このことはそれまで奄美では櫂船（交易用の大型船）が建造されていたということにほかならない。その証拠に徳之島では数多くの「線刻画」が山深い場所に発見されている（『道の島史論』一〇九—一一頁）。我々はそのことを深く認識すべきではないだろうか。なお、第一三〇条には松木を用いた小船の建造は認められていたことが書かれている。

⑤ 第八六条に「焼酎の製造禁制」が謳われているが、この命令は極めて疑問が多い。まず第一一五条において、代官及び附役人並びに船頭らに対して焼酎の飲用を制限つきで認めており整合性がない。また、島役の長である「与人」には藩庁における慶事の際の「上国制度」があつたが、上国の際、恒例として藩主一族及び藩幹部に対して多量の献上物・進上物を持ち込んで

いる(『薩摩藩正政物語』二三七―二四二頁)。その貢物の中に多量の「焼酎の壺」があった。更に、第一二七条の「禁輸品」の中に「焼酎」が入っている。要するにこの禁令は、島民の飲用は禁止し、藩献上用としての焼酎は製造させるというダブルスタンダードであったということである。なお、この条文中にある「焼酎三寸」を『天城町誌』(四八五頁)では、「焼酎をちよつとばかり」と解しているが、文脈からして「三寸」は奄美で飲用されている「みき(神酒)」のことだと考えられる。藩はこの「みき」に漢字の「三寸」を当てたのであろう。「みき」をも貢納に差支える贅沢品と認識したのであろう。

⑥ 第九〇条には「抜け荷取締と密告奨励」のことが書かれている。また第一一六条にも「鯨糞無届売買禁止」に対する密告を奨励している。このように奄美諸島においても、日本本土と同じく、五人組などを通じて「相互監視」・「連帯責任」・「相互扶助」等の「密告社会」であったことを認識すべきであらう。

⑦ 第一二〇条に「鉄砲無免許所持禁止」及び第一二三条に「帯刀禁止」の項目がある。役人側が島民の武

器所持に恐れを抱いていたことは理解できる。しかしその危惧は現実のものになった。時代は下るが徳之島において薩摩藩政史上極めてまれな一揆、つまり「母間騒動」(文化十三年・一八一六年)と「犬田布一揆」(元治元年・一八六四年)が勃発したのである。『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(一六二―一七〇頁)によれば、いずれも島民側は鉄砲を所持していたことが書かれている。実際に使用したかは不明であるが、この当時の百姓が鉄砲を所持していたということ自体が驚きである。恐らく狩猟として許可を受けたものであると思われるが、認識を改めさせられる事件である。なお、第一二一条には、船頭・水主については自分用として「匕首」の所持は認められていることが書かれている。

⑧ 第六三条に「島中の者、本琉球に至り鉢巻の免(ゆるし)取る間敷事」とある。意味としては「もう琉球国の民ではないのだから、彼の国へ向いて鉢巻(位階)を受けることは許さない」ということである。奄美が薩摩の支配下に入ってまもない元和九年(一二六二)に布達された「大島置目条々」(第一九条)にも全く同じ条文がある。百年経過したこの時期に同様

の禁令が出されているところを見ると、奄美の島役人など一部の上層部にはいまだに琉球国に対して「慕親」の情を懐いている者がいたということであろう。この琉球に対するアイデンティティ（帰属意識）は、四〇〇年経過した現在でも多くの奄美諸島民の意識の深層に心象風景として残っているのではないかと私は思っている。

⑨ 第一一六条の「鯨糞」について、『天城町誌』（四八四―四八五頁）では「どんなものかわからない、鯨のあぶらのようなものか」と書いているが、今回文献調査したところ、「鯨糞」とは鯨の糞が長年の間に「香料」に変化したものではなく、抹香鯨の腸中の胆石又は結石であり、現在でも世界中で「香料」として珍重されており大変に高価なものであることが分かった。この時期長崎でも大変な高価で売れ、また薩摩藩から幕府への献上品ともされている（『香葉東西』七七―七八頁）。

⑩ 第一三九条には「高利息禁止」が謳われている。この禁令は「大島置目条々」（第二四条）にもあり、この後にも度々指令されているがあまり守られなかつ

たようである。藩政末期の頃には七割も取る者もいたらしい（『名瀬市誌』三〇一頁）。徳之島では高すぎる貸借利息による百姓の困窮を見かねた藩検事らが、証文をすべて取上げ破棄したうえで、利息を一割にするなど思い切った行動に出ているが、もとの木阿弥だったようである（『徳之島前録帳』二五五頁）。結局このような高利息があつて、奄美社会の階層分化が促進され、その結果として幕末期には島民の三割から四割が「債務奴隷（ヤンチュ）」に貶められたことを我々は知るべきではないか。

⑪ この「大島規模帳」で疑問を感じるのは、「砂糖」の存在である。奄美大島では正徳三年（一七一三）から藩による第一次砂糖定式買入によって毎年二百五十万斤の買入が既に行われており、また本「規模帳」の随所に下島役人や船頭・水主らに対して「砂糖の押し買い」を禁止している。一方でこれまでの領主的作物である「杓実」の買上げや増産も奨励している（第七三・第七四条）のはどういうことであろうか。考えられるのは、この時期砂糖の大坂市場における価値がまだ定まっていず、十六年後の延享四年（一七四七）に

行われた「換糖上納令」までの「助走期間」、或いは「米上納制から砂糖上納制に至る分水嶺」ととらえることができるのではないか。

以上が「大島規模帳」を「考察」しての私なりの結論である。私の奄美史研究は緒に就いたばかりである。いわば奄美史に関しては全くの初心者と言ってもよい。この結論は、私が奄美近世史における洞察力あるいは理解力不足を常に感じながらも、敢えて「大島規模帳」という「巨人」に挑んでみた結果である。振り返って「大島規模帳」は私にとつてあまりにも広大な無辺な法体系であり、一朝一夕でその真髄を理解するには困難な法令集であったと感じている。今回の挑戦は無謀だったかもしれない。おのずから考察結果にしても表層的で上っ面を舐めることしかできなかったような徒労感がある。もし意味があるとすれば、「大島規模帳」に挑戦したこと自体にあるのかもしれない。

もしこの論文内容が、多くの奄美郷土史家の方々の正しい研究成果について、誤解・曲解・明らかな錯誤等を侵しているならばどうかご容赦を願いたい。その場合は謝罪し訂正を行いたいと考えている。そしてこ

の論文を読まれた方々の忌憚のないご意見・ご批判・ご教示を賜りたい。

最後に、私自身の目標として、他日を期してこの「大島規模帳」全一四九箇条の逐条解釈に挑戦してみたいとも考えている。

別表1 筆者による「大島規模帳」全149箇条の分類

| 番号 | 規制内容 全33項目 | ほぼ同様趣旨としてまとめた該当箇条 該当箇条欄中*印を付したものは複数の項目を擁する 箇条。なお第119条は欠 |
|----|---|---|
| 1 | 代官・附役人に対する島民支配上の倫理規定 | 1・10・11・12・13・*14・15・16・18・19・60・ 61・71・77・*86・110・*115・*140・*150 |
| 2 | 田畑の保全管理の徹底 | 2・133・146 |
| 3 | 農地の積極開墾要請 用夫に対する飯米支給基準 新農地に対する課税要領 | 3・149 |
| 4 | 代官・附役人の定員管理 | *4 |
| 5 | (御物の取扱要領) 田地の仕付、田地からの取穫、新米・粃の取扱、 上納物収蔵庫の管理徹底、仕登せ船の運用時期の 指定 | *4・*5・9・27・28・*29・30・*37・53・ 54・56・*58・65・*69・*70・78・79・80・81・ 82・83・84・88・105・*107・141・148 |
| 6 | 代官交替時の申し送りの徹底 | 6・7・109・111・*122・*137・*148 |
| 7 | 与人をはじめとする島役人の不正・非道取締り | *8・38・64・67・87・104・106・108・118・136・ *137・*138・*140・*150 |
| 8 | 飢米の支給要領 | 17 |
| 9 | 道之島特産品の買上げ並びに上木の保護及び管理 の徹底 | 20・21・22・33・*37・73・74・124・125・126 |
| 10 | 下島役人の家族同伴禁止 | 23 |
| 11 | 道之島人が日本人化することの禁止並びに琉球色 の否定 | 24・25・26・62・63・*66 |
| 12 | 道之島渡海船の船頭・水主らに対する不正防止 | *5・31・32・41・42・49・50・52・55・72・75・ *76・85・103・112・113・*115・*121・*127 |
| 13 | 上国与人の御祝儀品の取扱及び帰島後の取締り | 34・35・36 |
| 14 | 琉球・道之島往還船の破船時の対応 | *29・39・40・43・44・45・46・47・48・51・134 |
| 15 | 間引き(墮胎)禁制 | 57 |
| 16 | 宗教弾圧 | *58・*59・*69・*70・100・*107 |
| 17 | 与人の任用基準並びに道之島人に対する皆百姓宣 言 | *66 |
| 18 | 權船の建造禁止 | *68 |
| 19 | 焼酎の製造禁止 | *86 |
| 20 | 抜荷取締り及び密告の奨励 | 89・90 |
| 21 | 流罪人の処遇 | *14・91・92・93・94・95・96・97 |
| 22 | 牛馬管理の徹底 | *59・98・99 |
| 23 | 異国船着岸時の対応要領 | 101・102 |
| 24 | 鯨糞など漂着物の取扱 | 114・116・117 |
| 25 | 刀狩 | 120・*121・*122・123 |
| 26 | 道の島からの禁輸品の指定 | *127 |
| 27 | 道之島から産出される船材の取扱 | *68・128・129・130・131・132 |
| 28 | 百姓の移住制限 | 135 |
| 29 | 高利息禁止規定(三割以下とすること) | 139 |
| 30 | アカヒゲなど道之島の珍鳥の上納及び取扱い | 143・144・145 |
| 31 | 「物定帳」・「大島用夫改規模帳」の厳守規定 | 142 |
| 32 | 徳之島・喜界島・沖永良部島各代官との連絡、協 議の徹底 | 147 |
| 33 | 諸役人や分限者らが借米の方に「家人(ヤン チュ)・下人」を召使う事の禁止及び「家人」の公 役免の禁止 | *76・*150 |

別表2 奄美各島の役人体制（18世紀後半以降）

| | | |
|----------------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 藩勝手方掛 (御物座・御国遺座・勝手方・主として財政担当) | | |
| 家老 用人 三島方（黒糖の専売担当・天保元年以降） | 琉球掛（琉球方） （勝手方掛家老兼任） | 琉球館開役 琉球館 （琉球口を通じて唐貿易を取り扱う役所） |

| | | | | |
|-----------------|---------|----------------|----------|-----------------|
| 薩摩藩詰役人（任期は原則2年） | | 代官仮屋・附役仮屋・横目仮屋 | | |
| | 奄美大島 | 喜界島 | 徳之島 | 沖永良部島 |
| 代官 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人（与論島兼任） |
| 附役（代官補助） | 5人 | 2人 | 3人 | 3人 （うち与論島1人） |
| 座横目（財政） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 表横目（治安警察） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 書役 | （島役人4人） | （定員不明） | （島役人10人） | （定員不明） |

| | | | | |
|-------------------|------------------------|-------------------------|----------|------------------------|
| 間切島役人 | | 与入役所・間切役所・蔵（各所にあり）・津口番所 | | |
| | 奄美大島 | 喜界島 | 徳之島 | 沖永良部島 |
| 間切・方 | 7間切・13方 （当初7間切・14方） | 6間切 （当初5間切） | 3間切・6噺 | 3間切（のち3方） （与論島は2間切） |
| 与入（方最高職） | 13人 | 6人 | 6人 | 3人（与論島2人） |
| 目指（目差・処務） | 13人 | 6人 | 6人 | 3人（与論島2人） |
| 間切横目 （与入補助・検察） | 13人 | （6人か） | 惣横目（6人か） | 6人または7人 |
| 田地横目 （田畑殖産指導） | 16人 | （定員不明） | （6人か） | 6～9人 （他横目兼務） |
| 黍横目 （黒糖増産取締） | 26人 | （定員不明） | 7人 | （定員不明） |
| 津口横目（抜荷取締） | 59人（のち50人） | （定員不明） | （定員不明） | 3人 |
| 竹木横目 （上木・樽木取締） | （定員不明） | 3人 | （定員不明） | 山方横目3人 |
| 村役人 | | | | |
| 村数 | 144村 | 30村 | 45村 | 36村（与論島6村か） |
| 掟 （寄合議長・殖産指導） | 68人 | （定員不明） | 24人 | 18人（与論島6人） |
| 筆子（処務・財政） | 26人 | （6人か） | （6人か） | 3人（与論島2人か） |
| 巧才 （百姓頭・掟補助） | 234人 （1村1～3人） | （定員不明） | （定員不明） | （数十人） |
| 黍見廻 （黍横目補助） | 85人 | （定員不明） | （定員不明） | 作見廻29人 |
| 居番 （公役連絡・呼出） | 315人 | （定員不明） | （定員不明） | （定員不明） |

引用文献 大和村誌編纂委員会編「大和村誌」大和村、2010年、P215。
 役職名・呼称等について筆者により加筆修正した。

(註)

(一) 松下、二〇〇九年、七九—一〇四頁。なお、松下志郎編『南

西諸島史料集第三卷』所収の『大島御規模帳写』には、原文全一五〇カ条が翻刻されているが、この中の第一一九条は「先代決断之事篇重て取起、雖申出候取上之問敷事」という意味不明の条文となっている。これは恐らく模写中における錯誤であろうと推測される。山田尚二はこの第一一九条を省いて『薩摩藩の奄美支配』を翻刻・出版している。本稿もこれに従うこととする。

(二) 「大島規模帳」の写本である「大島御規模帳写」は、昭和八年

(一九三三)、加計呂麻島出身で当時東京帝国大学経済学部^{かゐりまじま}の学生であった金久好^{かねひさよし}によって書かれた論文「奄美大島に於ける家人の研究」のなかにおいて、沖縄県立図書館所蔵の同書を引用していることが確認された。しかし昭和二十年(一九四五)の沖縄戦において沖縄県立図書館が焼失したことから、それ以後同書は不明となっていた。従って少なくとも「大島御規模帳写」が戦前に一冊は実在していたことになる。ところが、この「大島御規模帳写」が、昭和三十九年(一九六四)に奄美大島の旧屋喜内間切大和浜方^{くまにが}直村(現鹿児島県大島郡大和村国直)の盛岡(旧姓森)家で、当時鹿児島県立大島高等学校教諭であった山田尚二によって偶然発見された。「薩

摩藩の奄美支配」は、文書発見の翌昭和四十年(一九六五)秋、『盛岡文書第一集』として、山田尚二が自費出版した『大島規模帳・物定帳・大島用夫改規模帳』の中の「大島規模帳」を多くの人に読んで貰うためとして、全一四九箇条を読み下したうえで、昭和五七年(一九八二)『奄美郷土研究会報・第二二二号』に発表するとともに、抜刷して出版したものである。

「大島御規模帳写」は、これまで原文が確認されなかったことを考えれば、「写本」とはいえ、現今貴重な史料であり、更にその読み下し文が出版されたことによる奄美諸島近世史研究の進展に対する貢献は計り知れないものがあると思われる。その意味で山田尚二による出版は労を多としなければならぬ。爾来、この「薩摩藩の奄美支配」は奄美諸島近世史研究の基本資料として広く人口に膾炙している。

(三) 『名瀬市誌』二九六—三三八頁。元和九年(一六三三)閏八月

二五日付で、奄美諸島統治の大綱を示した「大嶋置目條々」(全三十四条)が、薩摩藩国老五名の連署により、大島代官を通じて各間切の与人たちに布達された。この法令施行の目的の一つは、慶長十八年の知行宛行で暫定措置として継続させた琉球国統治時代の間切役人制度をやめて、新しい間切統治のための役人の編成に変換したことである。

(四) 名越、二〇〇六年、五二―七九頁。天保元年(一八三〇)

明治五年(一八七二)の間、薩摩藩の危機的財政立て直しのため、藩大御所島津重豪から特命を受けた家老調所笑左衛門が強行した道の島三島(奄美大島・喜界島・徳之島)の、砂糖の惣専売制を大本とした商品経済政策。このため全島民の二―三割が豪農に身売りを余儀なくされるなどの「黒糖地獄」が出現した。

(五) 松下、二〇〇九年、所収。一〇四―一五頁。「大島規模帳」と同日付で発令された。「大島規模帳」と一体不可分の関係であり、年貢・上木・上草等の上納について規定している。

(六) 右同。一六―一八頁。島民の「公役負担」について規定されている。また島役人らの公役免除基準についての留意事項についても詳細に書かれている。

(七) 『天城町誌』四六八―五二七頁。

(八) 松下、一九八三年、九三頁。

(九) 『名瀬市誌』二九六―三二八頁。

(一〇) 先田、一九七三年、七八―二四八頁。

(一一) 『喜界町誌』一九四―一九九頁、『大和村誌』二〇五・二二

〇―二二二頁。

(一二) 松下、一九八三年、八一頁。

(一三) 谷川、一九九五年、一七六頁。

(一四) 「大島代官記」・「喜界島代官記」・「徳之嶋面繩院家蔵 前録帳」・「沖永良部島代官系圖」を指す。

(一五) 弓削、二〇一一年、五〇頁、五八―五九頁。延享四年(一七四七)に始まる。年貢を米の代わりに黒糖でもって納めること。当初の換糖比率は砂糖一斤に対して米三合六勺であった。なお、勘糖上納制の始期について、関連史書はそれまで延享二年(一七四五)としていたが、弓削政己が「近世奄美諸島の砂糖専売制の仕組みと島民の諸相」(虎屋文庫『和菓子』第一八号、二〇一一年)において、延享四年(一七四七)に訂正した。

(一六) 弓削、二〇一一年、四八頁・六一頁。正徳三年(一七二二)前後、安永六年(一七七七)実施。この時の奄美大島に於ける買上げ量は二百五十万斤であった。

(一七) 『徳之島前録帳』、二四七頁。

(一八) 原口、一九九九年、二四二―二四三頁。斉彬は、島津家分家の今和泉家の娘於一を養子にして篤姫と改めたうえで、近衛家の養子として名を敬子すま改め、安永三年(一八五六・二十二歳)十三代將軍家定の御台所となった。

(一九) 原口、一九九九年、二二―一頁。

(二〇) 前田、一九九三年、二九―三三頁。

(二一) 山下、二〇一〇年、三頁。

(二二) 『江戸期の奄美諸島』二八三頁。島役人で格別の功績のあつ

た者に与えられた。黒糖上納や人を三代相続した者等は一代郷士格。総横目四代相続も一代郷士格を与えられた。しかし、いずれも名字は一字のみで帯刀は不可であった。

(二三) 前田、一九八一年、二二七―二四二頁。

(二四) 『徳之島前録帳』二六九―二八〇頁。

(二五) 第一三卷、一九六頁。〔『福島県史』等、担当執筆者、丸井佳寿子〕。

(二六) 右同。

(二七) 中村、二〇〇三年、一〇五―一〇六頁。

(二八) 『名瀬市誌』三二三頁。

(二九) 山下、二〇一〇年、八五―三三二頁。

(三〇) 昇、一九七五年、四〇〇―四一二頁。明治維新の指導的政治家。薩摩藩の下級武士。文政十年（一八二七）生。安政の大獄で奄美大島龍郷に潜居、しかし帰鹿後すぐに久光の勘気に触れ、再び徳之島岡前經由沖永良部島和泊に流された。赦免後は薩長同盟から討幕、西南戦争を指導した。明治六年（一八七四）八月征韓論に敗れると鹿兒島に下野し私学校党を設立した。明治一〇年（一八七七）二月私学校党員の暴発に乗せられる形で西南の役を惹起、同年九月、鹿兒島城山で自刃した。享年四九。

(三一) 名越、二〇〇二年、二二四―二六二頁。文政二年（一八二〇）

生まれ。資格は寄合。文武に優れ、弓奉行を勤めた。嘉永三年（一八五〇）「嘉永朋党事件（お由羅騒動）」に連座して奄美大島小宿村に遠島になる。安政二年（一八五五）に赦免され、以後寺社奉行や地頭などを勤め、明治十四年（一八八一）に没した。享年五九。五年間の遠島中に『南島雑話』や『遠島日記』を書き留めた。特に彼の画才が発揮された『南島雑話』は彩色豊かであり、当時の奄美を知る上での貴重な史料となっている。

(三二) 先田、一九七三年、七九頁。

(三三) 松下、二〇〇九年、一一七七頁。

(三四) 竹内、一九六〇年、三二七―三三〇頁。寛延三年（一七五〇）藩内において発生した政争。藩政に異議を唱える「実学党」のメンバーが処分され、長崎附人海老原庄蔵ら十人が奄美各地に流された。

(三五) 「秩父帳留文化朋党一条」（『鹿兒島県史料、斉宣・斉興公史料』）。近思録崩れ・秩父崩れともいう。文化五年（一八〇八）に発生した。藩主斉宣は財政立て直しに、「近思録」を愛読して実学を主張した樺山主税や秩父太郎らの登用を行ったが、大御所重豪の反対にあつて近思録派が多数処分された事件。五〇人以上にも及ぶ藩士が、切腹、遠島、寺入りなどを命じ

られた。喜界島に流された伊地知季安らがいる。

(三六) 竹内、一九〇〇年、二二七頁。文政七年(一八二四)九月、

薩摩藩支藩の佐土原藩で発生した、藩校「学習館」の教主「御牧篤好」の処遇をめぐる文教派と武道派の対立。この騒動により武道派の多数が奄美諸島に遠島となり、竹下伊右衛門・内田次右衛門・中野弘らが喜界島に流された。内田は遠島七年後に赦免となるが帰藩せず、流謫地の小野津村で三十有余年にわたり「内田塾」を終生主催し多くの子弟を教育した。

安政二年(一八五五)没。

(三七) 『喜界町誌』、二四七～二四九頁。薩摩藩主島津斉興の跡目

争い。嫡子斉彬派と側室お由羅の子久光派とが争った。この事件では、斉彬派が敗れ首謀者の近藤隆左衛門、高崎五郎左衛門、山田一郎左衛門らが捕縛され、切腹十三人、遠島一七人など総数約五〇人にも上る処分者を出す「お家騒動」へと発展した。俗に「お由羅騒動」・「高崎崩れ」・「近藤崩れ」などとも言われる。この時奄美に流された著名人に「名越左源太」・「大久保次右衛門」・「高崎佐太郎(正風)」らがいる。

(三八) 『瀬戸内町誌歴史編』三四五―三四六頁。文政一〇年(一八

二七) 生。江戸末期から明治末期に活躍した漢学者、歴史家、日本初の文学博士。元治元年(一八六四)に藩校造士館の講師となり、島津久光の命により『皇朝世鑑』を著す。また、

江戸昌平黉の生徒にもなり、その時同僚の金の使い込みによ

り奄美大島阿木名村へ遠島処分となった。島では竜郷にいた西郷隆盛とよく会したという。赦免後は「薩英戦争」の戦後処理などに当たり、明治四年上京し修史館にて修史事業に関わった。明治十四年(一八七九)帝国学士会員、明治十四年(一八八二)『大日本編年史』編纂に参加した。明治二十一年(一八八八)帝国大学文科大学の教授に就任し翌年「史学会」初代会長になる。また、東京大学史料編纂所の設立を指導し、明治二十三年(一八九〇)貴族院議員。明治四三年(一九一〇)八三歳で没。

(三九) 『国史大辞典』第二卷、七一八頁、『鹿児島県史』三、執筆

担当毛利敏彦。元薩摩藩士。初代鹿児島県令。文政八年(一八二五)生。明治一〇年(一八七七)の西南戦争において反政府軍(西郷軍)に加担した罪により、長崎県にて斬首処刑される。享年五一。

(四〇) 山本、二〇〇三年、二二九頁。

(四一) 山田、二〇一一年、七七―七八頁。『刺鯨聞見録』からとして、鯨の糞ではなく、抹香鯨の腸中の胆石又は結石であり、世界中で香料として珍重されたという。江戸年間南西諸島で取れ島津家から幕府に献上されたことある。

(四二) 前田、一九九三年、一四五―一五〇頁。文化十三年(一八

一六) 五月、徳之島母間村の農民六三〇人余が、入作米の減免を代官所に直訴した事件。その時牢込めにされた首謀者である掟役「喜久山」を助けた翌日、「喜久山」以下十五人が板付け船で鹿児島藩庁まで訴えた事件。六人が無罪、一人が牢中で病死、「喜久山ら」八人が七島へ遠島にされた。結末ははっきりしないが、安政五年(一八五八)に起こった加世田一揆をしのぐ近世薩摩藩政史上最大の反抗運動であった。

(四三) 『江戸期の奄美諸島』二七九頁。元治元年(一八六四)旧三月一八日発生。徳之島犬田布村農民百五十余名が無罪の罪で拷問を受ける為盛を救出するべく、仮屋を包囲し役人を追い払ったもの。結果、六人が明治九年まで十三年間の遠島、その他の者は農道労役三年の体刑を受けた。しかし、それにより事後徳之島農民の砂糖取締は緩和された。

(四四) 中村、二〇〇三年、一〇五—一〇六頁。安政五年(一八五八)十一月十八日に、川辺郡加世田郷の一郷士が郷士たちに檄を飛ばしたことに端を発し、それに農民たちが呼応したもので、郷政を預かる郷士層内部の対立が表面化したものと受け止められる。一揆は三日目に終息している。

(四五) 前田、一九八四年、一〇九—一一一頁。

(四六) 『徳之島前録帳』二五五頁。

(四七) 『奄美大島に於ける家人の研究(外二編)』、一五頁。

参考文献等一覽

一般書

竹内 讓 『趣味の喜界島史』 黒潮文化会、一九六〇年

都成植義 『奄美史談』（名瀬市誌編纂委員会編『奄美史談・徳

之島事情』 名瀬市、一九六四年）

崎田光演 「奄美諸島の遠島人について」（『奄美の歴史とシマの

民俗』 神戸まろうど社、一九七三年）

昇 曙夢 『大奄美史』 原書房、一九七五年

前田長英 『薩摩藩圧政物語』 J・C・A出版、一九八一年

松下志郎 『近世奄美の支配と社会』 第一書房、一九八三年

前田長英 『黒糖悲歌の奄美』 著作社、一九八四年

前田長英 『道の島史論』 奄美文化財団、一九九三年

谷川健一編 『沖繩・奄美と日本』 同成社、一九九五年

名越 護 『南島雑話の世界』 南日本新聞社、二〇〇二年

中村明蔵 『薩摩民衆支配の構造』 南方新社、二〇〇三年

名越 護 『奄美の債務奴隷ヤンチュ』 南方新社、二〇〇六年

松下志郎編 『奄美史料集成』 南方新社、二〇〇六年

松下志郎編 『南西諸島史料集第二卷』 南方新社、二〇〇九年

山下文武編 『南西諸島史料集第四卷』 南方新社、二〇一〇年

知名町教育委員会編

『江戸期の奄美諸島「琉球」から「薩摩」へ』 南方

新社、二〇一一年

山田憲太郎 『香葉東西』 法政大学出版局、二〇一一年

論文関係

金久 好 「奄美大島に於ける家人の研究」（名瀬市誌編纂委員会編

『奄美大島に於ける家人の研究（外二編）』 名瀬市、一九

六三年）

山田尚二 「薩摩藩の奄美支配——享保十三年 大島規模帳——」

（『奄美郷土研究会報 第二十二号』 奄美郷土研究会、一

九八二年）

山本博文 「島津家文書の内部構造の研究」（『東大史料編纂所紀要』

第十三号 二〇〇三年）

弓削政己 「近世奄美諸島の砂糖専売制の仕組みと島民の諸相」（『虎

屋文庫『和菓子』 第一八号 二〇一一年）

県史関係

藩法研究会編 「島津家列朝制度 卷之十四」（『藩法集 第八（鹿

児島藩上） 創文社 一九六九年）

鹿児島歴史資料センター黎明館編 「文化朋党美録・文化朋党一

条」（『島津斉宣・斉興公史料』 鹿児島県 一九八五年）

宮崎県立図書館編 『砂土原藩騒動記』 宮崎県 一九九六年

宮崎県史刊行会 『宮崎県史料近世六』 宮崎県 一九九七年

原口泉ほか 『鹿児島県の歴史』 山川出版社 一九九九年

自治体誌関係

改訂名瀬市誌編纂委員会編

『改訂名瀬市誌 1巻 歴史編』名瀬市 一九九六年

大和村誌編纂委員会編『大和村誌』大和村 二〇一〇年

瀬戸内町誌編纂委員会編

『瀬戸内町誌 歴史編』瀬戸内町 二〇〇七年

喜界町誌編纂委員会編『喜界町誌』喜界町 二〇〇〇年

伊仙町誌編纂委員会編『伊仙町誌』伊仙町 一九七八年

天城町誌編纂委員会編『天城町誌』天城町 一九七八年

和泊町誌編纂委員会編

『和泊町誌 歴史編』和泊町 一九八五年